

あきる野市子どものための教育・保育給付に係る 利用者負担額（保育料）の改定について

1 改定の経緯について

東京都が令和5年10月1日から実施する第二子の保育料無償化に伴い、特定被監護者等のうち2番目に年齢が高い3歳未満児の利用者負担額(月額)を0円とするため、あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則に定める額を改定するに当たり、あきる野市子ども・子育て会議条例第2条の規定により、あきる野市子ども・子育て会議に諮問する。

2 諮問内容について

あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額（保育料）を改定する。
資料3の現行保育料と令和5年10月1日以降の保育料についてを参照

3 今後のスケジュール

あきる野市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則の改正（令和5年10月1日施行）